

空知川公募型樹木等採取(第1回)への参加者募集要項

令和5年4月25日

札幌開発建設部空知川河川事務所

空知川では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工あるいは販売などを行うことができます。

参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

※今回は、空知川河川事務所を実施する伐開工事で発生し、仮置きしている樹木を採取していただける方の公募を実施します。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、本募集要項を確認し、別添「様式-1応募様式」に必要事項を記入し、**5月19日(金)**迄に**必着**で郵送、FAXにて以下の宛先まで応募してください。(メールでの提出を希望の方は下記に問い合わせをお願いします。)

応募先

郵 送：〒075-000 芦別市滝里町683番地

札幌開発建設部 空知川河川事務所 河川課 宛

F A X : 0 1 2 4 - 2 4 - 4 1 1 3

T E L : 0 1 2 4 - 2 4 - 4 1 1 1

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間: 7月下旬から11月下旬まで(降雪前)
 - ロ) 採取予定場所: 空知川左岸 赤平住吉町地先、南富良野町左岸地先、富良野市山部東12線 (別紙様式2 参照)
 - ハ) 採取可能量: 別紙様式2 に記載
 - ニ) 主な樹種: ヤナギ類が主体
 - ホ) 採取方法: 河川事務所が仮置きした樹木について、積込・運搬を応募者に実施していただきます。
- ※ 採取期間、採取予定場所、採取可能量、採取方法等は変更する場合があります。

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合していること及び確実性などを総合的に判断し、選定いたします。

また、選定された方には、別途必要書類に必要事項を記載していただきます。

選定結果につきましては、郵送又はEメールで通知いたします。

なお、選定結果内容についてはお答えいたしません。

5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について空知川河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、空知川河川事務所の担当者より連絡いたします。
- ハ) 出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ニ) 自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ヘ) 問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

札幌開発建設部 空知川河川事務所 河川課

電 話 : 0 1 2 4 - 2 4 - 4 1 1 1

F A X : 0 1 2 4 - 2 4 - 4 1 1 3